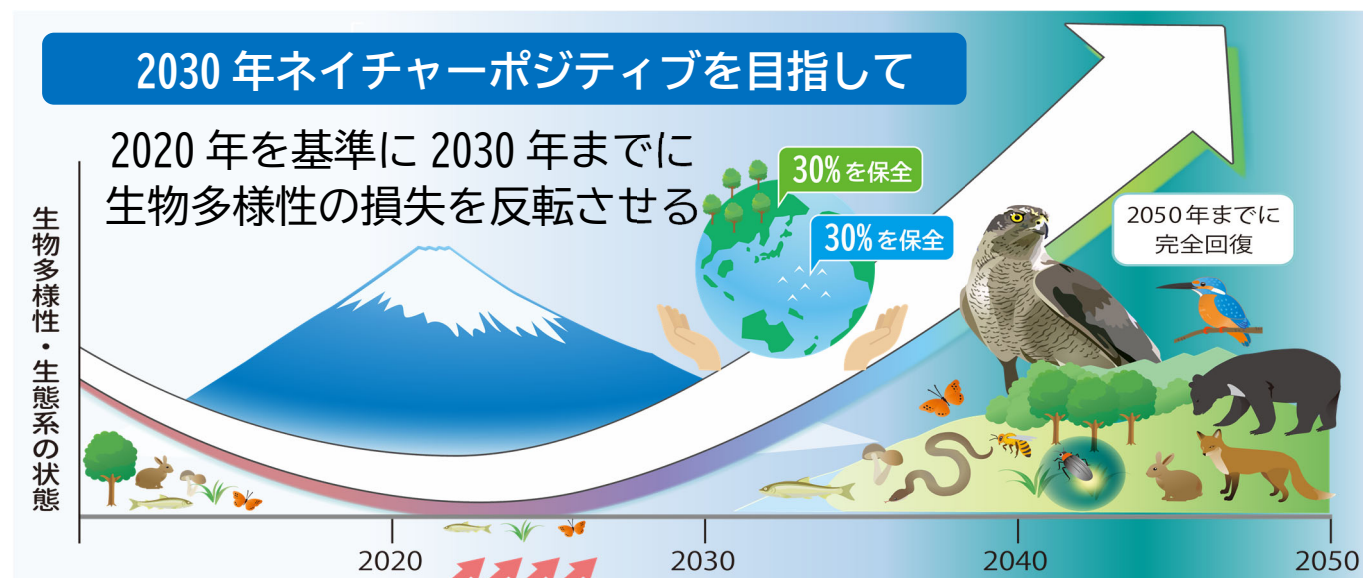


増進活動実施計画・自然共生サイト認定サポート

昆明モントリオール生物多様性枠組が採択（2022 年）され、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる**ネイチャーポジティブ**（自然再興）の目標が掲げられました。ネイチャーポジティブ実現に向け、**2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する目標を 30by30** と呼びます。2025 年 4 月からは**地域生物多様性増進法**が施行され、企業や市町村により**生物多様性を維持・回復・創出**する活動を行う**自然共生サイト**（増進活動実施計画、連携増進活動実施計画）の認定申請が行われています。



■サポート例

国の交付金の申請補助

増進・連携増進活動実施計画（自然共生サイト区域）作成について、交付金「生物多様性保全推進支援事業」の申請を補助します。

資料・現地調査

既存資料・現地調査により、動植物の目録を作成し、環境特性・課題を整理します。

計画策定・審査会支援

増進活動実施計画（企業・NP0・市町村等）、連携増進活動実施計画（市町村）を策定（活動・モニタリング計画含む）し、審査会を補助します。

■交付金活用例

対象事業	事業内容	交付率等
生物多様性増進活動基盤整備	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画策定等	事業費 1/2 以内（原則 2 年以内等）

維持タイプ：既に良好な自然環境（例：豊かな里山、自然公園、企業緑地）があり、それを保全・維持する活動

回復タイプ：過去に生物多様性が豊かだったが、失われた場所（例：管理放棄された森林、荒廃農地）を元の状態に戻す活動

創出タイプ：現在、生物多様性を欠いている場所（例：アスファルト敷きの開発跡地、埋立地）に、新たな自然環境を造り出す活動

■自然共生サイトとは？

2025 年度からは、地域生物多様性増進法に基づき、企業や市町村等により生物多様性を**維持・回復・創出**する活動を行う増進活動実施計画や連携増進活動実施計画が認定され、その実施区域が自然共生サイトとなります。

■OECM とは？

自然共生サイト認定区域のうち、国立公園などの**保護地域との重複を除き**、「**維持タイプ**」として認定された区域については、OECM として**国際データベース**に登録されます。

場	① 公的機関によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場
	② 原生的な自然生態系が存する場
	③ 里地・里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	④ 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
種	⑤ 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場
	⑥ 希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場
機能	⑦ 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
	⑧ 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場
	⑨ 既存の保護地域又は自然共生サイト認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場

【本サービスの提供エリア】

静岡県、長野県、岐阜県、山梨県
愛知県、神奈川県、富山県

株式会社環境アセスメントセンター 企画部

☎ 054-255-3650 ✉ kikaku@eac-net.co.jp

🌐 <https://www.eac-net.co.jp> 環境アセスメントセンター

